

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 第11回資源循環経済小委員会

議事録

- 日時：令和7年6月26日（木）13：00～15：00
- 場所：対面・オンライン開催（Teams）
  - 出席者：梅田委員長、栗生木委員、池田委員、石坂委員、石山委員、  
金澤委員、斉藤委員、末吉委員、醍醐委員、高尾委員、所委員、町野委員、  
三室委員、柳田委員代理

■ 議題：

- 事務局説明
- 自由討議

■ 議事概要

○梅田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第11回資源循環経済小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます委員長の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

本会は対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、委員会の模様はYouTubeにてライブ配信しております。

開会に当たりまして、龍崎グループ長より一言、開会の挨拶をお願いいたします。

○龍崎GXグループ長　GXグループ長の龍崎でございます。本日は、委員の皆様には御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

世界では、トランプ関税とか、ロシア・ウクライナとか、イスラエル・イランといった不確実性を増す事象が御案内のとおり次々と発生しておりまして、ビジネスのかじ取りが難しくなってきておりますし、そうした不確実性の中で多くの会社がグローバルサプライチェーンの在り方を含めて、いろいろなことの再考とか再構築を余儀なくされている。そんな時代に入っているのだろうと思います。

一方で、今後もグローバルサウス中心に世界の経済成長が続くとすれば、多くのメタルとかプラスチックでいずれ需給が逼迫したり、供給が追いつかなくなるという見通しが内外の機関などから示されておりまして、これと冒頭申し上げた時代認識とを掛け合わせて考えますと、資源循環の必要性、重要性というのは今後一層また急激に高まっていくもの

だと考えてございます。御案内ですけれども、現にEUでは製品に再生材の利用を求めることを通じて、今後希少になっていくであろう資源の域内での循環・囲い込みを始めていますし、また、この規制をうまく参入障壁としても使って、域内産品が有利になるような一石二鳥のアプローチをしたたかに進めているということでもあります。

我が国でも委員の皆様にご覧に1年以上にわたって御議論いただいたものを踏まえて、四半世紀ぶりの資源法改正法案を国会に出させていただきまして、先月、無事成立を見るに至りました。今後、法律の施行に向けて制度の具体化を進めてまいりますけれども、本日の委員会を皮切りにまた集中的に御議論をお願いできればと、そう考えてございます。

私ども、資源循環を産業政策としてやっておりますので、具体的な制度設計に当たりましては、当然ですけれども、産業界の実態等を踏まえて足元の競争力は阻害しないよう十分留意しながら、他方で将来に向けては制度の導入によって需給逼迫とか、冒頭申し上げたサプライチェーンの課題等を乗り越えて、競争力の維持拡大を図ることができる。そうした制度にしていく必要があると思っております。委員の皆様におかれては、こうした将来を見据えた活発な具体論の御議論をお願いいたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○梅田委員長 龍崎グループ長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ち、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○葉山資源循環経済課課長補佐 ありがとうございます。資源循環経済課課長補佐の葉山でございます。

委員の出欠状況につきまして、大和田委員、岡部委員、澤田委員、山本委員は御欠席と承っておりますが、本委員会は過半の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。また、本日御欠席の澤田委員の代理といたしまして、柳田様に御出席をいただいております。

○梅田委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

それでは、次に、資料の確認について葉山補佐、お願いいたします。

○葉山資源循環経済課課長補佐 本日の配付資料ですけれども、お手元のタブレットのほうで資料1から資料3、それから参考資料1まで合計4種類の資料を格納させていただいておりますので、御確認をお願いいただければと思います。もし不備などございましたら事務局にお申しつけください。

○梅田委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

本日は、まず事務局より資料3に関して御説明いただいて、その後、自由討議といたします。予定では15時までとしておりますが、議論が早めに終わりましたら15時より前に閉会とさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、事務局より資料3に関して御説明いただきます。葉山補佐、よろしく申し上げます。

○葉山資源循環経済課課長補佐　それでは、事務局資料、資料3に沿って御説明をさせていただきます。資料の3ページ目をおめぐりいただけますでしょうか。これまでの議論の経緯と今後の大きなスケジュールのところをまずは御紹介させていただければと思います。昨年12月、前回、第10回資源循環経済小委員会で成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しというところの取りまとめをさせていただきました。そうした方向性に基づきまして、先ほど龍崎からもお話がありましたけれども、さきの通常国会で資源有効利用促進法の改正法案成立をさせていただきました。その中にはこの制度見直しに関する取りまとめの大きな方向性ということで、4つの措置事項をお示ししておりましたけれども、そちらについて盛り込んでいるというものになっております。今後6月以降、この経済小委員会を再度再開させていただいて、法律は大枠は定まっているのですけれども、制度の根幹となります具体的な詳細な制度設計というところをこれからまさにこの小委員会ですとか業界ヒアリング等も通じて、しっかりインテンシブに議論をさせていただきます。その後、事業者の予見可能性を早期に高めるという観点から、秋頃には改正施行令という形でその後の手続のほうにも入らせていただいて、来年の4月から改正資源法については施行というようなスケジュールを大きく考えているところでございます。

4ページ目をお願いいたします。こちらが改正資源法の4つのポイントということで、後ほど資料では細かく御説明しますので、こちらは大きな紹介になりますけれども、こちらの4つの措置事項というのをまとめさせていただきました。

続いて、5ページ目をお願いいたします。5ページ目ですけれども、今回資料が非常に大部にわたっておりますので、まず冒頭、今回、本委員会における議論のスコープについて改めてお話しさせていただければと思います。

先ほど申し上げたように改正資源法では、この12月に取りまとめをしていただいた内容を踏まえて、4つの制度的枠組みというものを措置させていただきました。制度の実効性を早期に獲得していくということ、事業者の予見可能性を高めていくことは必要だと思っておりますので、この以下の大きく3つの点につきまして、本日御議論いただきたいとい

うことで事務局からこの後お示しをさせていただきます。

まず1つ目のところ、再生資源の利用義務化という点ですけれども、今回資源法の中には再生材の利用計画というところを措置事項として盛り込ませていただきましたけれども、いきなり計画をすぐにつくるということも非常に難しいところだと思いますので、十分な準備期間の確保というところも必要になってくると思います。また、この計画自体は再生材の今後の市場への影響というところも非常に大きく関わってくると思いますので、この計画が対象としている資源、あるいは製品、加えて対象の事業者がどの範囲になるか。そして、そうした事業者に対してどういった計画策定、定期報告を求めていくかという点について、御議論をぜひ本日させていただければというところが1つ目のポイントになります。

それから、2つ目のところが、環境配慮設計の促進とサーキュラーエコノミーコマースの促進に関する点でございます。こちらは、今後、環境配慮設計をより推進していくですか、CEコマースをより推進していくという観点から、今回法律の改正事項には盛り込ませていただいておりますけれども、どういった対象製品について特に初期の対象としていくかというところについても整理をしておりますので、そちらについて御議論をさせていただければというところが2つ目のポイントとなっております。

最後、3つ目がGXに必要な原材料等の再資源化の促進。こちらは特に小型バッテリーの点に関わっておりまして、昨今、小型バッテリーに起因をしている発火問題というものが非常に大きくなっておりまして、そうしたものが社会問題化している中で、こういった問題への対応というところと資源循環をどう両立させていくかという観点で、今回の措置事項と絡めて新たに製品を指定することで、しっかりとそうしたものの発火リスクを抑えながら、資源循環を高めるための製品指定をどうしていくべきかという点についても御議論いただきたいというところが最後のポイントとなっております。

では、こちらに沿って、この後それぞれのポイントを、より具体的にどういった考え方をしてきたかという点について御説明させていただきます。資料7ページ目をお願いいたします。まず1つ目の再生資源の利用計画と定期報告のところになっております。少し時間もたっておりますので、復習といいますか、どういった措置事項が今回盛り込まれたかというところなのですけれども、特に今回、成長志向型の資源自律経済戦略というところで、もともと産業競争力を維持しながら、どうやって資源循環も両立させていくかという観点で皆様と議論をさせていただきました。今後の成長志向の中で1つ重要になってくる

脱炭素化というものとも資源循環をしっかりと両立させていく必要もあるだろうということで、今回の改正資源法の中では脱炭素化を促進のために利用することが特に必要な再生資源というものを規定させていただきまして、そうした資源を利用することが特に必要な製品について、計画の策定ですとか定期の報告を求めていくことで脱炭素化と資源循環の両立、そうしたことを通じてしっかりと競争力を維持しながらも、新しい環境価値、新しい産業競争力強化というものをつくり出していきたいということで、そういった内容を盛り込ませていただいているのが大きな中身となっております。

次の8ページ目をお願いいたします。まず最初の論点になるところが、この脱炭素化再生資源と法律上規定をさせていただいている、要は再生材として何を今回特定していくかということが1つ目の論点になります。今回大きく3つの観点を、これまでの例えば資源法の法目的に照らしてという観点もそうですし、他の製品の中でも同じような類型というものもありますので、そうした従来の考え方、それから、そこから時代変化もありますので、近年の政策背景、そういったものを大きくとらまえて、3つの要件をここでは書かせていただきました。

1つ目は、やはり脱炭素化というところを1つ軸には今回据えておりますので、脱炭素化に寄与していく。再生資源の利用自体がもちろん寄与してまいりますし、脱炭素化に資する製品、ここでは例えばEV用の蓄電池を例として書かせていただいていますけれども、そうしたものをしっかりと使っていく。需要自体も世界的に増えていくという中で、これらに使われる資源の確保が必要になってくるだろうというところの脱炭素化の観点が1つ目の要件です。

2つ目のところ、資源安全保障という観点も、やはりこの資源循環の世界でも非常に重要な視点だと思っておりますので、そうした観点から海外依存度が特に高い資源については、優先的にしっかりと国内循環を目指していくことで資源安全保障を高めていこうという観点も2つ目に盛り込ませていただいております。

最後3つ目のところですね。やはりこういった国内循環を目指していく上でもしっかりと国内で十分に利用していくという環境の整備も必要になってまいりますので、足元それができているかという観点から、3つ目の指定の要件というものを掲げさせていただいているのがこちらの指定の要件の背景となっております。

資料9ページ目をお願いいたします。こうした3つの指定の要件というものを踏まえまして、幾つかの資源を整理させていただいております。この中で指定要件の①と②と書か

せていただいているのが脱炭素化の観点と海外依存度の高さというところになりますけれども、この観点では、例えばプラスチックですとかベースメタル、それからレアメタルですね。これらはもちろんいずれも満たしていると考えておりますけれども、他方で特に要件③につきましては、ベースメタルであれば、もちろん一定の高品質の材料へ使うというところは、まだまだ技術的、経済的に不十分なところはあるのですが、既に再生資源市場というものがしっかりと国内外を含め形成が日本の中ではされているという点、それから、レアメタルのところは、なかなかここはまだ技術的な成熟度が十分でない観点がありまして、今、足元、研究開発をまさに進めているところがございますけれども、なかなかそうした観点から現時点では経済的に利用が可能な状況になっているとはまだ言えないと。そういったことを踏まえて、まずは再生プラスチックというものについては国内でも十分な量が発生しておりますし、他方で、まだ国内では約5%程度の利用というところにとどまっていることも踏まえると、プラスチックをまずは指定して、しっかりと国内循環のパスを使っていくということが必要だと思っておりますので、ここではプラスチックの指定について書かせていただいております。他方で、もちろん今後技術開発の進展ですとか、市場の状況などを踏まえて、将来的にはほかのメタル、もちろんこのベースメタルであったり、レアメタル、それから、それ以外の資源についても検討していくということも併せて考えていく必要はあると思っておりますけれども、そうした段階的アプローチの中での最初のステップとしては、プラスチックというものを指定してはどうかというのが事務局の案となっているところです。

次に、10ページ目をお願いいたします。再生資源のところの次に、それを使う製品の選定というものも併せて考えていく必要がございますので、こちらも再生資源の選定要件と同様に、過去の法目的ですとか過去の他の製品指定の考え方も踏襲しながら、今回の政策意義ですとか、そういったことを総合的に勘案した指定の要件というものをこちらでは書かせていただきました。

1つ目は、資源のところともかぶるところになりますけれども、しっかりと脱炭素化というところに対してのインパクトがあるかどうか。それは国内でも十分にその量が使われているということの裏腹だと思いますので、その要件について①のところを書かせていただいております。

②のところでは、技術的・経済的に再生資源を利用できる状態にあるが、市場に任せては利用されないと書いておりますけれども、これではちょっとなかなか要件的に難しいと

ころがあると思いますので、さらにその下の1ポツから3ポツですね。こちらでパラフレーズをさせていただいております。まず、やはり重要なのはアウトフローのところ、回収がしっかりできているということも当然重要になってまいりますので、そのところの回収体制が整備されているか。それから、仮にしっかり回収ができたとしても、その後それが再度原材料としてまた戻っていくための技術がなければ、当然それがまたインフローのほうに戻っていきませんので、2ポツのところでは再生資源を分離・再利用することは可能であるかという点を書かせていただきました。

最後、3ポツのところでは、インフローとして使っていくということが必要になってきますけれども、現状それができているかどうかという点で、3ポツ目を書かせていただいております。

次のページ、11ページ目をお願いいたします。こうした先ほど御説明した指定要件と、さらには国際的な動向など、そういったことも含めまして整理をしているのがこちらの図になっております。指定要件の①のところは、特に例えばプラスチックというものを多く消費する業種、それが再生資源を使っていけば脱炭素化の効果も大きいだろうということで、プラスチックの利用量が多い順にここでは記載をさせていただきました。

2つ目のところが、各製品ごとに少し違ってくるにはなるのですが、例えば容器包装の分野ですと、②の1ポツの回収体制、アウトフローのところはどうなっているかという点につきましては、容器包装リサイクル法に基づいて回収ルートの確立というものがされております。2ポツのところでは、しっかりと取り出したものが再度再生資源として使えるような技術的などころがあるかという点につきましても、現在マテリアルでも再利用することが可能になっているというところ。ただ、ここは少し留意が必要なポイントとなっております、一部の例えばペットボトルを除いた食品の分野ですとか医薬品のところは、食品衛生法であったり、薬機法の制約ということもありますので、そちらのハードルも含めて整えていかないと、直ちに再プラを使うということはまだ難しいという状況にはなっております。

最後、3ポツのところの現状、再生資源の利用量はどうかという点については、容器包装の世界では少なくともまだ利用は十分に進んでいないというところが容器包装のところでは、その他考慮すべき海外規制の動向というところは、御案内のPPWRというものも既に措置がされておまして、そういったものが今後義務化されていくというような状況になっております。

続いて、電気電子機器のところですね。こちらプラスチックの消費量が多い分野になってきますけれども、②の1ポツのところにつきましては、こちら家電4品目ではありますが、家電リサイクル法に基づく回収ルートというものがしっかり国内で整備をされているところになります。2ポツの、では、しっかりそれが再生資源にできるのかという点につきましても、既に再プラとして生産がされておりますので、再利用することは可能であろうというところ。最後の3ポツ目が、では、利用量が足元どうなっているかというところは、こちら容器包装同様にまだ現状なかなか国内では利用ができておらず、海外に行ってしまうという状況が見られるという分野になっております。

続いて、自動車ですね。自動車も②番の1ポツのところは、他の分野と同様に個別のリサイクル法、自リ法によってしっかりと回収ルートが確立されている分野となっております。

そこから再生資源化ができていくかという点が2ポツですけれども、ここはバンパー等の一部の部品のところから、再利用が徐々に進みつつあるという分野ですし、今後さらにそれをELV規則もある中で、どう量と質を拡大させていくかという観点から、プラスチック、再プラの産官学コンソーシアムの検討も昨年度から進めているところですし、このところの取組というのは、Car2Car、X2Carを含め、さらに拡大していく分野なのかなというところが2ポツのところ。

それから、3ポツのところにつきましては、現状、再生資源の利用量がどうかというところは、やはり特に安全性が顕著に求められる分野だと思いますので、そこを満たした再プラの供給というところは、技術的にもコスト的にも今まさに両者が検討を進めて取り組もうとしておりますけれども、まだ利用は十分には進んでいないというのが自動車の分野になっております。

最後、建材のところ。建材も消費量としては95万トンという形で非常に多い分野ではありますけれども、ここは②の1ポツのところの回収体制がどうなっているかという点は、建設リサイクル法としてしっかりとアウトフローの義務というところもかかっているのですが、ここで対象となっている建材というものは、コンクリートですとか、あとは木材、アスファルトというようなものが対象ということで、まだプラスチック系の建材につきましては、建築リサイクル法上の義務の対象とはなっていないこともありまして、回収体制がまだ十分に構築されていない分野でございます。これももちろん今後しっかりと回収体制を含め取り組んでいく必要があるかとは思っておりますけれども、足元そこがま

だクリアできていないというのが建材のところとなっております、こうした今御説明した指定要件と国際動向等を踏まえて、今回の製品の対象ということで最初に指定をしていく分野は容器包装、ただし、食品ですとか医薬品というところは除く形で、それから、家電の4品目、自動車という対象を最初に検討していくのはどうかということを考えております。特にこのところは最初の需要創出者として、フロントランナーとして牽引をしていただく分野でもあると考えておりますので、こうした初期案を事務局としてはお示ししつつ、ワーキングの場も設置しながら実際の業界のヒアリングを通じて実態がどうか、技術的にどうかかというところの検証も含めて、最終的には指定をしていきたいというところを考えております。

12ページをお願いいたします。このページは、再生材利用に関する判断基準と書かせていただいております。これは今後、対象品目ごとに事業者の判断となるべき事項、これを判断基準と呼んでおりまして、これが資源法、各製品ごとにつくられておりますので、今回の脱炭素化の再生資源利用促進製品についても同様に策定していくことを予定しております。この判断基準の中身はこの後御説明する事業者に提出いただく計画内容とも少し絡みがありますので、その前もって御説明ということのスライドになるのですけれども、判断基準のイメージのところ、1つ目のところは、まずは再生プラスチックの利用量と利用率の向上、これがまさに再生材を何年にどれぐらい使っていくかということをお示ししていただく項目になっておりまして、自主目標として定めていただく部分になります。

2つ目のところは技術の向上ということで、当然再生プラスチックを使っていく上では、すぐに使えるということだけではなくて、やはり技術的にさらに投資も必要ですし、向上にもしっかりと動静脈連携をして取り組んでいかなければいけないところになると思いますので、その部分についても併せて措置を規定していきたいというのが2つ目の技術の向上のところ。

さらに3つ目のところ、今回やはり脱炭素化ということが1つ大きな軸にもなっておりますので、二酸化炭素の排出量の削減に努めるという点も書かせていただいております。

最後の管理体制のところについては、これは普通の事業計画上も当然体制の整備というものは行っている分野かと思っておりますので、この点についても項目としては立てさせていただきました。

こうした点を踏まえて具体的な計画が13ページ目になっております。先ほど申し上げた4つの点ですね。特に重要になってくるのが1つ目の再生プラスチックの利用に関する目

標のところ、こちらはこういった形で何年ということをご指定するのではなくて、例えば5年以内の中で事業者の実際の技術投資動向ですとか、事業計画の中で少し皆さんずれが生じてくると思いますので、そこは少し自由度を持たせて記載をしていただきたいということで、このようなフォーマットを今は想定しております。

それから、計画の具体的な中身、こういった目標を達成する上には、例えばこういった技術が必要なかといったようなところ、それから、体制のところはどうしていくかというところも含めて、下のⅡ、計画の内容のところには記載をいただいて、総合的に取り組んでいく中身として御提出をいただくということを今想定しているところです。

14ページ目をお願いいたします。今後のこの計画の策定のスケジュールと定期報告のスケジュールというところですが、改正資源法自体は冒頭申し上げたように26年4月1日からの施行というのが既に決まっております。ただ、26年、ではすぐに計画を出すのかといったらそういったスケジュールではなくて、最初の指定をした事業者の方の一番最初の計画提出というのは27年の6月末締めというものを今は予定しておりますので、十分なリードタイムはしっかりと設けた上で、計画の準備というものに取り組んでいただきたいなと思っておりますし、さらに定期報告という意味合いでは次年度以降が実際の定期報告になりますので、28年度以降が最初の計画の定期報告をやっていただくというようなスケジュールを想定しているところが再生資源の製品の部分になります。

次、15ページ目、こちらのところでは最後になりますけれども、以上申し上げたような点をやはりしっかりと業界の皆さんの実態に合わせてヒアリングもしながら決めていく必要があるだろうということを思っております。なので今後、この後ちょっと御説明する新しいワーキングをこの小委員会の下には立ち上げをしまして、個別の我々が今、案としてお持ちしている対象の製品になるのではないかという業界につきましては、ここに掲げているようなヒアリング事項についてコミュニケーションをぜひ取らせていただいて、その内容を踏まえた上で次回の小委員会で具体的な製品指定を決めていければと大きなところで考えております。

続いて、16ページ目、ここからは環境配慮設計の中身となっております。すみません。17ページ目へ飛んでいただいて、環境配慮設計の促進、こちらもう少し復習も兼ねまして、こういった内容が措置されているかというところですが、現行の資源法でも既に環境配慮設計を求めるべき製品というものは指定がされているわけですので、あくまでそれは先ほど申し上げたような判断基準として最低限といいますか、皆さんの指針と

なるような基準だけが設定されている状況だったのですけれども、今後この再生資源を利用していく上でも、設計というものの役割は非常に重要になってまいりますので、特に優れた環境配慮設計というものを積極的にしっかり評価をして、かつそれが市場から見える形で促進されていくという仕組みが必要だと考えておりました、今回それを促進するためのトップランナーの環境配慮設計制度の認定というものを盛り込ませていただいております。実際認定を取りましたら、製品表示ですとか、あとはグリーン購入法での配慮など、そういったインセンティブと併せて促進をしていきたいということを考えております。

18ページ目をお願いいたします。環境配慮設計の制度の全体像のところ、ちょっと分かりづらいところもありますので、簡単な図でお示しをさせていただいております。一番下の事業者が従うべき判断基準、これはまさに何回か出てきていますけれども、資源法はまずベースとなる判断基準で全ての事業者に対してこういったことを進めていってくださいということをお示ししております。その上に、さらに今回言う環境配慮設計指針というものが、これは全製品共通として、こういったことをエコデザインとして求めていくのかということが定められて、さらに具体的な製品認定をする場合には、製品ごとにどういった点を環境配慮設計で重視するか、どういった基準であれば、それがフロントランナーになるのかというところの基準は異なってまいりますので、それは製品ごとにしっかりと定めていきたいということで、このような3段階構成を今考えているところでございます。

こういった環境配慮設計に入れる上では、まずは事業者が従うべき判断基準の対象となる製品のところで、これから環境配慮設計を特に進めていきたいものについても、それが今後、環境配慮設計認定が取れるように、まずは追加をしていく必要ということもございまして、例えば繊維製品、衣料品につきましては、後段のこの後のページでも参考として入れさせていただいておりますけれども、自主的なガイドライン等も先行的に進めている分野となりますので、例えばこうした分野を今後の追加製品として指定してはどうかということも考えているところでございます。

19ページ目は御参考ですけれども、今回の法律上で環境配慮設計の設計指針というものについてどういったことを定めていくのかというのが記載されているページとなっております。

続いて、20ページ目ですけれども、具体的な検討は、判断基準は非常に細かい中身になってまいりますので、小委員会の下ワーキンググループでより具体的に密に議論させていただければと思いますけれども、大きなカテゴリーですとか、それぞれのカテゴリーご

とにどういった項目が必要になるかという点を整理しているスライドとなっております。やはりライフサイクルで評価していくという観点も重要になってきますので、そうした観点から要件の特定化をしていきたいと思っております。

続いて、資料21ページ目、こちらもお参考になりますけれども、先行的に環境配慮設計のプランナー認定が既に導入されておりますのが、プラスチック資源循環促進法、通称プラ法と呼んでいるものですね。こちらは特にプラスチックを過半以上使用している製品についての環境配慮設計ということで、今まさに、資料22ページ目ですけれども、4つの分野について特に優れた設計の認定基準というものを策定させていただいて、パブリックコメントをしたところでございます。こういった形の構造を倣いながら、今回の資源法における環境配慮設計についても業界の方々とコミュニケーションを取りながら、しっかりと認定基準をつくっていききたいということで載せさせていただきました。

資料23ページ目をお願いいたします。こちらはさっき申し上げました繊維製品に関する環境配慮設計の取組ということで、ガイドラインをまさに24年3月に策定したところでございますけれども、今後さらに細かい環境配慮設計項目というものの策定を業界と一緒にしながら、進めていこうとしているところの御紹介でございます。

続いて、指定再資源化商品、③番に入っております。資料25ページ目をお願いいたします。こちらが先ほど申し上げたリチウムイオンバッテリーのところですね。現行の資源法でもリチウムイオンバッテリーと、あとはそのバッテリーを使っている一部の製品について、メーカー等に回収・再資源化というものを求めております。他方で、やはりなかなか足元は回収率が低いという状況がございまして、理由としては、例えばなかなかリチウムバッテリー自体が取り外せない一体型の製品が増加してきていたりして、それが結局発火の要因になって、そのまま分からずに、これはそもそも入っているとなかなか消費者も分からずに捨てられてしまって、それが発火につながっているというような事態が生じておりますので、今回そうした政策、社会的問題にも対応するために措置をさせていただいた項目となっております。

26ページ目をお願いいたします。リチウムイオンバッテリーの発火・発煙の防止というところをやりながら、しっかりと回収・再資源化というものの両立を図っていくということが特に求められていくと考えておまして、現行の資源法では、下の表に記載されております指定再資源化製品というところと、あとは特に、これはリチウムイオンバッテリーを想定していますけれども、を部品として使用する製品29品目というものが指定されてい

るのですけれども、先ほど申し上げたような一体型の製品ですね。そもそもバッテリーが取り外せないようなものについては、リチウムイオンバッテリーだけを回収してくるというのはなかなかやっぱり難しくなっておりますので、そうした取り外せないものについては指定再資源化製品としてしっかり指定をして、製品丸ごとで回収をしていくということが必要になってくるだろうと考えております。

次の28ページに飛んでいただいて、では具体的にどういった製品が今この発火・発煙の特に問題視がされているかというのをお示ししているグラフになるのですけれども、やはり上位に来ている例えばモバイルバッテリーですとか加熱式たばこ、こういったものは非常に消費者に身近な製品にはなっていると思うのですけれども、なかなか中にバッテリーが使われているということは意識しづらいというところもありますので、29ページですね。そういった発火・発煙に特に起因している製品のところに今回、追加製品として考えていきたいということで、今後業界ヒアリングも併せてこちらも実施をして、実態を把握した上でということにはなるのですけれども、まずはこの3品目、特に発火・発煙の要因の件数としても大きくなっております電源装置、携帯電話用装置、それから、加熱式たばこデバイス、こういったものについて追加指定をすることで発火・発煙を防ぎながら、しっかりと資源としても循環させていくということを措置したいと考えているのがこちらの指定再資源化製品のところの考えになります。

資料30ページ目、こちらは御参考になりますけれども、今、リチウムイオンバッテリーを使っている製品のメーカーが参画をして、かなり前ですけれども、一般社団法人JBR Cというものを設立していただいております、こちらを中心にリチウムイオンバッテリーの回収・再資源化というものも実施されているというところの御紹介でございます。

それから、すみません。最後の④、説明が長くなりまして恐縮です。32ページ目でございます。最後、サーキュラーエコノミーコマースの促進のところですね。こちらはやはり今後しっかりとこのCEコマースを健全に育成していくという観点から、今回、事業者が従うべきCEコマースビジネスに関する判断基準というものの設定を措置していきたいと考えておまして、資料33ページ目ですけれども、これまでこういったCEコマースをどのように健全に発展させていくかという観点から、個別の検討会も開催をさせていただいて、議論をまさにしてきたところでございました。この検討会の中では、今後CEコマースとして、まずは例えばどの製品についてしっかりとビジネスを伸ばしていかなければいけないかという、その選定基準ですとか、あとは事業者が従うべき基準というところに資

源循環促進にどうやって寄与するのかという観点から、こういった基準を設けるべきなのかという要素についても議論をさせていただいて、一定の方向性を得たというところでございます。

資料34ページ目ですけれども、サーキュラーエコノミーコマースと一口に言っても、やはりビジネスの範囲も非常に広いですし、こういったサービスがそのスコープになってくるのかということもなかなか分かりづらいところがあるかと思いましたので、検討会の中でもこういった形で整理をさせていただきました。大きくは2つあると思っていて、物品の利用頻度、それは稼働率もそうですし、期間ということも含めて増やしていくビジネス、それからもう1つは、物品の寿命自体を延ばす。製品としてやはり循環させていくことも重要ですので、その寿命自体を延ばすということを通じて、サーキュラーエコノミーに貢献するビジネスということを定義させていただいております。

35ページ目をお願いいたします。こういったサービスの形態の整理を踏まえて、こういったC Eコマースの対象製品の選定をしていく必要があるかという観点につきましても検討を重ねてまいりまして、以下の3つの点が特に重要な整理をさせていただいております。1つ目はやはり環境インパクト、それ自体がもちろん環境制約にも効いてくるだろうというところ。それから2つ目は、やはりこのC Eコマースビジネス自体がしっかりと成長して、日本の新しい産業としても大きくなっていくことが非常に重要だと思いますので、そのC Eコマースの市場規模ですとか、成長余地がどれくらいあるのかという点も選定基準の2つ目に掲げさせていただきました。最後に、資源循環、当然目指していくべきものになりますので、最後の資源循環のポテンシャルというところを含めた3つの観点で、こういった製品が対象になってくるだろうということで議論をしております。今後はこの対象製品が絞れたら、それ掛けるサービス形態、業種別に事業者が従うべき判断基準というものをまた策定していく必要がございますので、その点についてはほかの製品と同様に下部のワーキンググループで個別に密に議論をしていきたいと考えております。

資料36ページ目をお願いいたします。こうした3つの観点、先ほど申し上げた選定基準を踏まえて、まずB 2 C、B 2 Bそれぞれでこういった製品があるのかということで整理をしてまいりまして、まずB 2 C中心の製品群では、特に例えば家電の4品目ですとか、こちら衣類というものが今やはりサービスとしても増えてまいりましたし、実際、環境インパクト、資源循環ポテンシャルというものも高いと考えられますので、まずはそうしたものを対象製品としてはどうかというところと、37ページ目が、今度はB 2 B中心に回

っている製品群につきましては、複写機とオフィス家具、こういったものが3つの観点からは特にインパクトが大きいだろうということで、初期の対象製品として考えてはどうかと思っております。

ここまでが、すみません。4つの措置事項に関する具体的な中身というところで、続いて、再生プラスチックの供給量拡大策の38ページ以降に移ればと思うのですが、やはりこの需要創出をしていくものと併せて、特にフロントランナーとして走っていただく製品指定の皆様と併せて供給量のところをどうアプローチしていくかという観点も重要だと思っております、そうした観点から現行やっている政策を含め、今後やっていくことも含めて整理をさせていただいているのが39ページ目の再プラ供給量・質の向上に向けてというところのスライドになっております。大きくはやはり設備投資、制度設計、連携促進、この3つを軸に進めていく必要があると思っております、そうしたものを通じてしっかり再プラとして売ることができるような市場、それから、手に入って使えるということを実現していきたいというところで書かせていただいております。

設備投資のところは、40ページ以降に個別の設備投資メニューは入れさせていただいておりますけれども、研究開発から初期の価格抑制を含めた設備投資支援をシームレスにしっかりと実行していくメニューも用意してございますので、そうしたものと連動して、しっかりと供給量の投資支援を政府としても後押ししていくというところ。それから、容器包装プラを中心に、特に地域の中では出てくる量が圧倒的に多いものとなっておりますので、そうしたものをいかにしっかりと、カスケードではなく、水平リサイクル、アップサイクルしていくかという観点から、リサイクルチェーンの構築に向けた実証支援というものも併せて行っていきたいと思っております。

制度設計のところにつきましては、今申し上げたような改正資源法に基づいて、最初のフロントランナーによる需要の創出というところをやりつつ、特に容器包装リサイクル制度も含めてしっかりと予見可能性を高めていくということも併せて行っていく必要があるということで、そちらについても今後見直しの検討も進めていきたいなというところを書かせていただいております。

最後の連携促進のところにつきましては、こうした資源循環を進める上での情報の可視化・トレサビの拡大という点も非常に重要になっておりますので、情報流通プラットフォームの構築、まさに今年度から段階的に導入を開始していく予定でございますので、そうしたものも組み合わせながら、しっかり資源循環の量・質を増やしていくというところ。

あとは、C P sにつきましても、今、領域別のロードマップの策定というところを進めていて、それに基づく実行の強化を投資支援と併せてやっていきたいというところも考えております。最後のところは、やはり消費者の認知向上、行動変容も、こういった環境配慮製品・サービスの拡大の際には重要な観点になってくると思いますので、そうしたものを今年度は万博もございまして、そういったものも使いながら広報の強化を進めていきたいと考えております。

最後、すみません。47ページ目です。今後の大きなスケジュールというところで、今日が26日、小委員会ということで、大きな進め方、事務局案をお示しさせていただきました。今後やはり個別の特に製品指定のところ、脱炭素化再生資源に関わるのところと指定再資源化製品のところにつきましては、しっかりと業界のヒアリングをしながら具体的な製品に関する考え方というものを整理させていただいて、次の8月上中旬に予定されております第12回小委員会では、対象製品ですとか制度の点検の方向性について改めて委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと考えております。環境配慮設計ですとかC E コマースの判断基準等につきましても、それぞれの下部ワーキングで検討したいと思っております、参考資料の1としてつけさせていただいたものが、それぞれのワーキングの具体的中身となっております。

すみません。説明が長くなりまして大変恐縮ですが、以上となります。

○梅田委員長 大変内容の多い御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまから資料3に関する質疑、自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される方は、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。オンラインから御参加の委員の皆様におかれましては、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。順次指名させていただきますが、もしよろしければ、御都合により先に離席される斉藤委員から御発言いただけますでしょうか。斉藤委員、いきなり指名して大丈夫ですかね。

○斉藤委員 斉藤でございます。すみません。先に発言させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

御説明いろいろありがとうございました。私のところでちょっと気になっているところが2点ほどあります。1つが、ページで申しますと最初のほうなのですが、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品のところで、11ページ、時間が限られている中で申し訳ありません。この対象として容器包装と家電4品目と自動車ということでお話があったか

と思います。量が非常に多いというところで、こういったものから始めていくということについてはある程度賛成するところではあるのですが、この量の確保をしていくことで、一方でプラスチックといってもいろいろ種類がありますので、種類とか品質とかによって価格変動が大きくなったりとかといったところの市場の影響もあるのかなというところもありますので、これを具体的にどう進めていくのかということについては、すごく慎重に検討する必要があるのではないかなと感じたのが1点目でございます。

2点目は、蓄電池の話なのですけれども、ページとしてはもう少し後ろのほうになりますが、そのところで指定再資源化製品に関して、今回具体的なものとして3品目ですかね。電源装置、携帯電話装置、加熱式たばこデバイスというような名称が書かれておりました。こういったものをこれから取り組んでいくときに、潜在的なリスクということを踏まえて考えると、どういう形でこれを定義していくのかというのが非常に難しいのかなというところを考えております。それはワーキンググループ等で検討されることではないかなと思いますが、網羅的にというか、幅広く捉えていくということが重要である一方、実際に取組を進めていくことを考えていったときに、どこまでが実現可能なのかどうかということも含めて、幾つかそういう条件の中で、かつ潜在的なリスクを抑えていくということが非常に重要になっていくので、今回その3品目を挙げていただきましたけれども、本当にこのような表現、あるいは定義の仕方でよいのかどうかということも含めて検討するのが必要ではないかなということを感じました。

以上です。ありがとうございます。

○梅田委員長　ありがとうございます。斎藤委員は先に早退されるということですので、斎藤委員のだけお答えいただいでよろしいですか。

○田中資源循環経済課長　資源循環経済課長・田中でございます。斎藤委員、ありがとうございます。いただいた2点とも非常に重要な視点だと思ってございまして、1点目はまさにどれだけのボリュームのところを裾野までやるかによって、ディマンドの大きさも変わってくると。我々は今回、定量目標を国から設定することは念頭に置いていないのですけれども。なので、自主的な目標であってもそういった議論は必要になってくると思います。他方で、先ほど葉山から御説明したように供給拡大というところも併せて並行して議論しようと思ってございまして、これは容り制度も含めてボリュームを拡大していく、品質も拡大していくと。まさにこのマッチングがないとマーケットの価格が乱高下するということにもなりかねませんので、この辺は需要と供給の議論をセットで予見可能な形で

進めていく上で、この品目も御判断いただくという形にできればというのが1点目でございます。

2点目でありますけれども、LIBのところにつきましても、これはおっしゃるように理念的に定義をして全て網をかけるというほうが美しいし、恐らくももとの問題としての発火問題という観点からいうと、よりリスクが減っていくということではあると思うものの、他方で今、回収自体はそんなに簡単ではないということもありますので、義務をかけただけで回収率が高まるわけでもないということからすると、やはり一番大事なのは、義務をかけさせていただくときに対象業界の皆様がきちんと官民合わせて体制をつくっていけるという信頼関係をつくれるかどうか。これが非常に重要になってまいりますので、自治体も含めて一緒に進めていける体制の下、併せてこの義務化の対象を考えていくということが何よりも大事だと我々としては思っておりますので、そういう観点から実行可能性というところも含めて検討していくようにしたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。この後は幾つかの御質問、御意見をまとめて事務局にお返事いただきたいと思いますが、まずは会場から先に御質問いただいている高尾委員、柳田委員代理、町野委員にまずコメントをいただきたいと思います。

○高尾委員 高尾です。資源有効利用促進法改正、皆さん、本当に大変だったかと思えますけれども、皆さんの努力に敬意を表したいと思います。僕自身、2017年から、当時まだリサイクル小委員会でしたけれども、委員を務めさせていただいて、毎年のように資源有効利用促進法の有効活用というのをコメントさせていただいて、8年目にしようとして、皆さん、大変やっただろうと敬意を表したいと思います。ある意味これだけ努力されて改正されたものですので、より実効性を持ってやっていく必要があるかなという点において、幾つかコメントさせていただければと思います。

まず指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定について、容器包装、家電4品目、自動車を対象とするということについては、私もよろしいのではないかなと考えております。そこについて少し単純な質問を1点とコメントを1点させていただければと思うのですが、この再生材利用に関する計画作成をする事業者というのは、その対象とする製品を製造、販売している全ての事業者となるのかどうかというところ辺り、単純に分からないところですので、教えていただければと思います。

あとは、この指定脱炭素化再生資源利用促進製品というのは、再生材を頑張って使っていきたいと思いますという製品であるかと考えておりますが、関連する政策、他政策との整合性

についてもぜひ細かく御検討いただければありがたいかなと思っております。今回、ペットボトルというものが対象となるということだと認識をしておりますが、例えばペットボトルを作るための樹脂については、現在のところアンチダンピング関税がかかっており、中国からの輸入については53%ですかね、関税がかかっている状態が2028年まで続くというように認識をしています。これ自体は、僕が言うことではないですが、国内の石油由来の樹脂の事業者の求めに応じてつくられたものだと認識していますが、残念ながら国内事業者は全て撤退しましたので、この関税措置が続くかどうかはちょっとよく分からない状態だと思います。一方で、中国においては再生ペット、安いペット樹脂というのはダンピングしている可能性のあるものがありますので、例えば国内で再生材のマーケットができたけれども、中国からのダンピングされた樹脂でそれが満たされてしまうといったようなことが起こってしまうと、本末転倒という部分がもしかしたらあるかもしれないと思いますので、関連する政策との整合性についてもぜひ御検討いただけるとありがたいなと思っております。これが1点目。

2つ目ですね。指定再資源化製品を、リチウムイオンバッテリーを使っている3品目について指定するという点については、僕もこの点については問題ないかなと思っておりますので、ぜひ指定の方向で検討いただければと思いますが、確認ではあるのですが、これはたしか廃棄物処理法上の回収の配慮措置との関連性がどうなっていくのかなということについては、要は指定したけれども、回収するために廃棄物処理法上の問題を解決しないといけないということになっていくと、なかなかまた大変なことになってくると思いますので、その辺りの整合性についてもぜひ御検討いただけるとありがたいなと思っております。

あと、CEコマースの対象製品選定についても、家電4品目と衣料品ということについてはよろしいのではないかなと思っております。

最後、再生プラスチックの供給量拡大策のところについてですけれども、供給量、質の向上ということに対して積極的な支援をなされるということについて方針を出していただいているかと思いますが、これも関連する政策との整合性というのは非常に重要になってまいりまして、例えば細かい点で恐縮ですが、45ページのグリーンケミカルに対して5万円/トンの税控除ということに対する対象が、この指定脱炭素化再生資源利用促進製品を構成する再生プラスチックが全体としてカバーされない。ある特定の部分にだけしかグリーンケミカルの税控除が適用されないといった少しちぐはぐな部分というのがあるのでは

ないかなと僕としては認識しておりますので、その辺りの整合性を取るということ、せっかく利用促進製品を選定したならば、ここの整合性がしっかり取れて、利用促進製品がどんどん脱炭素化するということの供給量を拡大するというのがスムーズに行われるように御配慮いただけるとありがたいなと思っております。以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。続けさせていただきます。柳田委員代理、お願いします。

○柳田委員代理　事務局様におかれまして、大変な検討、御説明ありがとうございます。本日、澤田は欠席でございますので、不肖柳田で失礼いたします。

需要者側、それから供給者側の準備をしっかり整えた上で、需要者側のトリガーからスタートするというので、そのスキームはよく分かりました。取組を進めるための課題感として、我々CLOMAのメンバー500社でも、今般の法改正を大きなビジネスチャンスと捉えている者があれば、あるいは端的に規制の強化と捉えている者もおりますので、その辺、もちろんその背景には個々のビジネスの関係だとか、グローバルの競争というのがあるわけですが、できるだけ多くのものを味方につけるような適正強化になるように導いていただくような政策にさせていただけたらと思っております。

その上で、澤田のコメントを聞き取りしてきましたので、代読いたします。まず再生材利用を進めるに当たり、容器包装プラスチックを代表物として進めることに関しては、CLOMAの意向とも合致しております、賛成でございますということです。

その上で指摘が3点あるということで、1点目、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に関しまして、プラスチックを最も多く使用している食品をここから当初除外するというのに対しての、澤田的に言うところとちょっと不満足な部分があるということでございます。食品を抜くことによりまして、再生材が増えずに供給のところの生産量も増えないと考えますと、価格が下がることができないというような課題があるのではないかと指摘が1点目でございます。

2点目は、供給側のインセンティブとして設備投資の際とか、生産量に応じてのサポートということは非常によいことだと認識しておりますけれども、再生材を使用するブランドオーナー等の需要側のインセンティブというのも考えていただきたいということです。例えば、これは具体的になるのですが、再生材使用に応じて容り法で支払っている再商品化委託料を減額するとか、こういったことを検討していただけたらなと申しております。これに関しましては、食品の先行事例を我々CLOMAのほうも進めていきたいと

考えておりますので、その際は同様のインセンティブというのも考えさせていただきたいと考えております。

3点目、環境配慮認定の際の認定基準、インセンティブのありようがちょっと明瞭ではないところがあるかなと。例えば既にそこの環境設計がされている製品ですよね。この辺をどう扱うかだとか、そういった課題があるのではないかなと申しております。以上、澤田からのコメント3点でございます。

加えて、CLOMA会員から主な意見を澤田との重複を避ける形で3点お伝えしようと思います。先ほどに加えて4点目になりますけれども、一般的に飲料ペットは、再生材利用はかなり進んでいると認識があるということですが、実態は課題はまだかなり多く、踊り場にいるような状況ということです。容器包装と同様にさらなる推進策が必要と感じておるといことで、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に飲料ペットを盛り込んでいただくというのではないかなというような意見が出ているということです。

5点目、バージン材削減、グリーン化推進という意味では、バイオプラ、これはもう議論されているとは思いますが、バイオプラの位置づけも結構大きいということで、このところの検討もお願いしたいということです。

6点目、大掛かりな設備投資の判断等に不可欠な需要予測、ここに資するためには、再生材利用を定期報告の対象だとか内容だとか、公表方法というのがかなり重要になってくると思っております。このところをしっかりと議論していただいて、定義をしっかりとつけて、この投資促進に結びつくような形にさせていただきたい。こういった意見がございました。以上、代理から述べさせていただきました。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、町野委員、お願いします。

○町野委員 大変分かりやすい説明ありがとうございます。3点質問と、あとちょっとコメントをさせていただきたいと思います。

1点目は、これはちょっと単純に私の多分理解不足なのですが、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の11ページの3品目ですかね、選定してはどうかということで、結論としては特段異存はないのですが、この指定要件の②番の回収体制の整備とか、あとは再生資源を分離・再利用することが可能という要件を設定しているところについて、なぜそれが選定の要件になるのかなというところがちょっと分からなくて、例えば家電4品目から回収されたものを別に非家電4品目に使うということもできるので、必ずしも回収できてリサイクルするということを使うことの指定にリンクをしていないのではないかなという

気もしたので、この要件がなぜ入っているのかというのを教えていただきたいというのが1つ目です。

2つ目は、計画のところですね。計画の作成のところ、これは単純にここをちょっと検討したらどうかというところなのですけれども、現状、計画をつくって公表するという法律と多分公表制度がない法律があって、私の理解が正しければ、容リ法の排出抑制計画については多分公表はないと。廃掃法は都道府県が公表しているはずで、CO<sub>2</sub>の排出量についても現行法上は公表されていて、法律上、公表のあるものと、ないものというのが多分あるので、今後この法律ではどうするのかというところを検討してもいいのではないかなと思いました。

3点目は、指定再資源化製品の指定のところ、これも結論として加熱式たばこ、電源装置、携帯電話装置等を指定するというところについて、特に反対をするものではないのですけれども、パソコンとかと比べて加熱式たばこだったりとか、モバイルバッテリーみたいなものというのは、かなり中小の会社が多く売っているところで、海外の会社も多いと。ネットで売っている会社も多いということで、こういう資源法で指定をして、一定の取り組むべき措置を求めたところで、どこまで実効性があるのかなというところは若干疑問があるので、それだけではなくて、例えば表示をして、消費者の側から回収をできるだけきちんと分析して、正しく排出するというところの取組がないと、なかなかちょっとこの指定をただけでどうかなというところは疑問があるところです。以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。では、お三方の御質問をまとめてお願いします。

○田中資源循環経済課長　ありがとうございます。まず高尾委員からいただいた脱炭素の計画策定事業者でありますけれども、例えば容器包装を仮に指定した場合には、容器包装を作る人と使っている人って違うわけでありまして、これはどちらにも計画策定をお願いしようと思っております、一定の裾切り基準を置こうとは思っておりますけれども、これは容リ法でも製造事業者と利用者、両方をお願いをしているところと同じような形でやらせていただこうと思っております。基本的にはブランドオーナーの方に計画策定をお願いするというのがこの制度の趣旨であります。

それから、いただいた中でアンチダンピングの話とか、あとはグリーンケミカルの税の話とか周辺の制度との整合性、アンチダンピングなんかは我々だけではなくて、素材産業そのものを見ている素材産業課なんかメインになってまいりますけれども、これは国内

の産業の構造とかとのセットでの議論になってまいりますので、資源循環だけでは完結できない話でありますけれども、そういった状況があることは我々も理解をしております。できるだけ、これは龍崎が冒頭申し上げたように国内産業の強化という観点から、我々もそれを担っておりますけれども、全体の整合性を取っていくということで連携は深めたいと思っております。

それから、再資源化3品目で廃掃法の配慮というところ。今回は計画認定を行うことによって廃掃法の特例、業許可不要というところは制度的には措置をさせていただきましたので、こちらの御利用も進めていただくことで、そういった懸念を払拭できるかなと思っております。

それから、柳田委員代理からいただいた点でありますけれども、それもおっしゃるとおりだと思っております。1番目の食品のところを対象にしないと、むしろディマンドのボリュームが確保できなくて、供給が増えないのではないかという御懸念、これはどっちも考え得るかなと思っております、あまりボリュームが多過ぎると、むしろ需要だけ膨らんで価格が上がるという可能性も逆にあるかなと思っております。我々としては食品を未来永劫かけませんと言っているつもりもなく、これはちょっと聞いている方々がどう受け取られるかというのはあると思っておりますけれども、我々としては基本的には社会全体で循環をみんな進めていくという中で、先行的に進められる業界と、先ほど葉山が申し上げたとおり課題がより業界というのがあるのは事実だと思っております。なので、マーケット需給というものには配慮をしつつも、難しいところについては難しいところをどう超えていくかという議論をまずは積み重ねていくということで、そのステップ論で第2弾、第3弾というのを御議論いただきたいなと思っております。

それから、これを取り組む側のブランドオーナー側のインセンティブも必要だろうということで、これはおっしゃるとおりだと思っております、具体的な容り制度の中でのインセンティブというお話もいただきましたが、これは経産省所管だけではなくて、環境省及び関係業界もありますけれども、そういった御意見はいただいたということで、前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

それから、デザイン・フォー・インバイロンメント、環境配慮設計については、既にもうできているものもどう考えていくかというところは、これはまさに各業界でのトップランナーがどういう状況かというものを踏まえた上で基準を設定していきたいと思っておりますので、そういった方々がこぼれないような基準をつくっていききたいということ。これ

は関係業界に御相談しながらつくっていくということだと理解をしております。

次がペットですね。ペットについていうと、3割、今既に水平で回っていると。ただ、これは私もいろいろコミュニケーションさせていただいておまして、そこから先がかなり厳しいというような状況の中で、もう一段モメンタムが欲しいということでお話も頂戴しておまして、これはより制度の見直しも含めて議論していきますけれども、それと併せて、資源法の中ではむしろ指定をすべきではないかという御意見もいただいておりますので、そういった方向で今回御提案をさせていただいているという趣旨であります。

それから、バイオプラの位置づけ、これは政策の整合性ということで、今回この資源法の中ではバイオについては、そもそもの法律の趣旨から対象にはならないわけでありましてけれども、これはプラスチック循環戦略と政府全体でのプラスチックをどうしていくかという議論の中でのバイオと再生材の位置づけを整合性を取っていくという議論を積み重ねていきたいと思っております。

それから、報告いただいたものの情報の扱いのところでありますけれども、これは町野委員からもお話があった部分につながると思いますが、法律では特段規定しておりませんが、基本的にはいただいたものを国としてきちんと進捗管理をさせていただくための情報だと思っておりますので、個社情報をそのままぼんと出すということを念頭には置いておりませんが、他方でいただいたものがマクロとして、あるいはセミマクロとしてどういう形になっているかというのは、むしろ皆さんの予見可能性に非常に資するものだと思っておりますので、適切な形で情報提供させていただきたいと思っております。

それから、町野委員からいただいた指定の要件の中になぜアウトフローのクオリティを入れているのかということところは、単に再生材を使えばいいかということ、やはり我々の気持ちとしては、ペットが典型的なのですけれども、4回、5回回せるということにかなり今のペットボトルの循環のすごいところがあるかなと思っていまして、ワンショットで再生材を使えるという観点でいうと、インフローのところだけでいいのかなという気もするのですが、やっぱり今後プラの材料自体も貴重な資源だと考えていけば、一定程度回収体制があり、それをもう一度インフローに戻せるかどうかということも併せてやっていかないと、プラの市場がバランスしないということになると思っておりますので、そこも併せて、インフロー、アウトフローのバランスの観点から、アウトフローの回収体制があるというようなところにもこだわっていく必要があるのではないかということで、要件設定をしてい

るところでございます。

それから、計画策定の法律でどうするかというところは、先ほどいただいた話と一緒に  
なと思っております。

最後が、再資源化製品は指定するだけだとなかなか中小企業も多いからということで、  
おっしゃるとおりであります。加熱式たばこについていうと、ブランドオーナーとしては  
3社に限られているかなと思っておりますが、販売している体制は中小事業者とか小売に  
またがっておりますので、その意味でいうと、どの製品についても製造事業者が収れんし  
ている部分についても、回収体制についてはそういった小売との連携みたいなものは必ず  
必要になってまいります。ですので、J B R Cさんのような団体も御活用いただきながら、  
そこへの金銭的な貢献も含めて、自ら回収するというものもありますけれども、そういっ  
た集約的な仕組みも含めてやることによって実効性を高めていくということが必要かなと  
思っております。

あと、輸入品の対応というところも、これが一番難しいところではありますが、こういっ  
たところもやっていくとともに、それだけではなくて、やはり排出側の自治体の対応なん  
かも、これは環境省さんから排出区分をきちんと設けましょうというような指導も今して  
いただいているところでございますので、この出るところをどうやってキャッチするかと  
いうところは、関係省庁で連携をして進めていきたいと思っております。

○梅田委員長 ありがとうございます。池田委員、ごめんなさい。オンラインを先  
に行かせていただいて。次に、所委員、栗生木委員、末吉委員にお願いしたいと思いま  
すが、先ほど時間は余るかもとか申し上げましたけれども、全然そんなことはなさそう  
ですので、少し御配慮をいただければありがたいかなと思っています。では、所委員、  
お願いします。

○所委員 ありがとうございます。では、できるだけ短く。再生資源法が成立して、こ  
れから細かいところを詰めていく段階ということで、まさに非常に重要な局面になっ  
ていると思いますので、1点、やはりこれら全てが日本の強みになる。もっと言えば、  
日本の産業競争力が上がっていくという方向で熟成させていかなければいけないとい  
う点を改めて確認させていただきたいなと思いました。全ての政策、方向性はそのた  
めに非常に重要なものだと思うのですが、とりわけ重要なのは環境配慮設計なの  
ではないかと思っております。ちょっと今日、会場の声が聞き取りにくいので、御  
意見が重なっているかもしれないのですが、特に20ページのところにあるよう  
な一覧表というのは、いろんな項目がありますが、ここに例えば稼働率とか長  
寿命性みたいなことも含めると、まさに

CEコマースなんかもこの中に入ってくる。それが全部インテグレートされてきて、環境配慮設計というのはどういう方向なのかというのが指標として見えてくるのではないかなと思っています。

そのときに、会場からも御意見があったように思うのですけれども、もともとこの中でも資源効率とかエネルギー使用とエネルギー効率とか、製品中の懸念物質がないとか、軽量化して収集運搬しやすいとか、長寿命とか、こういうのは日本の物づくりが既にかなりやってきたところなのですけれども、ここも既にこの中に入っているという位置づけだと思っていますので、そこからさらに再生材を使っていくとか、より資源効率を上げていくとか、修理可能性とかリサイクルの可能性とか、CEコマース、易解体性とか、そういう新しいものを入れていくのだと思っていますので、これはこれまでの概念も含めた形で何らかの指標をつくるということが非常に大事なのではないかなと思います。そうしないと、もともとあった日本のよさの延長線上にこれがあるということにならないと思っています。そういう方向で指標づくり、あるいは話し合い、まとめをしていただきたいと思います。

もう1点は、リサイクルとかリソーシングを適正にやっていくという部分は非常に大事なのですけれども、昨今様子を見ていますと、EU製の高いセンサー選別機を導入するとか、隣国の安い分離装置を導入するとかというところで、ともすると産業競争力を持ってしまうのは、そういう海外の装置メーカーなのではないかという錯覚に陥ってしまうような状況もあったりして、やはり日本としての強みは、海外製のものを使うのもいいですけれども、それを使うのであれば、インテグレーションであるとか、使いこなしであるとか、工夫の部分、プロセスやプラントといったところで日本の強みを出していくとか、何らかもう一步資源をつくっていくところ、リサイクリング、リソーシングしていくところもより世界的に産業競争力を上げていくような仕組みが必要なのではないかと思いますので、そこも併せて議論していただければと思います。私からは以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。次、粟生木委員、お願いします。

○粟生木委員　御指名ありがとうございます。私もスライド11の指定要件ですけれども、既に御指摘もありました、特に1、2なのですけれども、実際に指定されているものもそのようなのですが既に個別リサイクル法が確立しているものが対象になっていまして、1、2を満たそうと思った場合に、指定リサイクル法がないと、なかなかこの要件をクリアできないのではないかなという懸念があります。将来的に供給を増やしていくという点についても、ここの指定要件を追加しやすい要件とするとか、2番の場合ですと、容器包装とか電

子電気で書いてある要件はオープンフローで、自動車がクローズドなので、その要件判断がどういう整理かという点にちょっと悩んでおります。いずれにしても、例えば2の回収された再生資源を分離・再利用することが可能という点、恐らくこの後の環境配慮設計の基準の設定とも関わってくるのですけれども、既にある基準に加えて、どのぐらいの粒度でこの再生資源を分離・再利用することが可能なのかということを含めていくことで、製品追加が今後可能になっていくのではないかと考えていますので、今後の方向として御検討いただけたらいいのかなと思えました。以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。次は末吉委員、お願いします。

○末吉委員　御指名どうもありがとうございます。私からは4つの枠組みのうち、①から③について少し意見を申し上げたいと思います。まず①、このページのままでいいのですけれども、先ほど需要と供給の話が少し出たと思うのですが、やはり事業者が計画を策定するための資源の需要と供給に関する情報がきちんと共有されて、それによって対象資源ですとか製品についての資源循環の需要と供給が合致していくということが必須であると考えております。指定要件の②の3のところ、容器包装、電子機器、自動車とそれぞれ記載されているのですけれども、いずれの製品も回収ルートが確保されていて、再生プラとして再利用可能に取り組んでいるにもかかわらず、なかなかそれぞれの製品への再生プラ利用が進んでいないということです。回収した製品から得られるプラスチックを再生したときの需要喚起ですとか、対象製品に求められる品質の再生プラが供給されることが必要なのではないかなと考えています。そのような情報が事業者にも共有されて初めて回収・再生に関する計画策定が可能になるのではないかと考えます。

あと、②の環境配慮設計の促進のところなのですが、先ほど所委員もおっしゃっていましたが、私もここは非常に重要であると考えておまして、今回資料の中に衣料品の追加ということがありまして、そこは異論ございませんで、衣料品を追加するに当たって、現状の衣料品について環境配慮設計がどの程度浸透しているのか。実施、あるいは検討段階を含めてですけれども、実態を調査する必要があるのではないかなと考えています。あとは、アパレル業界には本当に様々な規模の事業者がいらして、中小企業も多く参画なさっているので、できる限り多くの企業の皆様が環境配慮設計を取り入れて、適正な競争が可能な市場をつくっていくために、まずは業界の実態を確認しつつ、適切に制度を周知する方法というのでも検討すべきではないかなと考えています。

あと、③番のところなのですが、ページでいうと25ページになりますが、今回挙

げられている課題1から3のうち、新たに製品を指定することを主として①、②への対応ということで認識をしているのですけれども、今、消費者というのは対象製品を認識できていないだけではなくて、恐らく対象製品として認識していたとしても、回収場所に持っていくよりも家庭ごみとして出すほうが楽というような理由も1つあるのではないかなど思っているのです、そういうことも踏まえて課題の③への対応というのをどのように検討されているのかというのが少し気になったところです。

あと、課題②については、リチウム蓄電池を取り外せない一体型の製品の増加がされていく中で、どの製品が対象になるのか明確な基準を示していく必要があるのではないかなど感じています。

ごめんなさい。ちょっと1点忘れしました。①のところに再プラだけではなく、私としてはぜひ再生繊維も入れていただけたらうれしいなと思った次第です。

以上になります。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、事務局から回答をお願いします。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず所委員にいただいた2点でありますけれども、やはり一番大事なのは、まず製品をどう作るかということであるというのはおっしゃるとおりだと思います。かつ薄肉化とか省資源というところは日本が既にトップランナーであろうということも、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、今後大事になってくるのは、まさにその資源効率性を上げていくような具体的な、例えば易解体であったり、あるいはどれだけ修理可能であるとか、そういったプラスアルファ、これまでなかなか数値化も難しかったようなところであろうかと思っております。この辺りは先生がおっしゃっていただいたような視点を深める、まさにトップランナー基準ということでもありますので、押し並べてできていることプラスアルファのところをどういう要件にしていくのかということについては、ちょっとお示ししたものはかなり概略的になりますけれども、具体的なトップランナー認定基準は製品ごとに何が一番カッティングエッジなのかというところを業界の中で議論を活発にさせていただいて、それを認識基準にしていくというように取り組んでいきたいと思っております。

それから、先生がおっしゃったようにリサイクルの現場を見にいくと、やはりヨーロッパ製であったり、中国製のような分別機械とか、こういったものが多くなっております。これはやはり市場の規模等と併せてその国の産業機械の競争力というのは決まっておりますので、リサイクル市場自体も大きくしていくことで日本のメーカーも参入できるよう

にしていきたいとは思ふものの、短期的に言うとも、それは簡単ではないということだとすると、まさに品質のところであったり、スピード、効率性というところで使いこなし、これをどうできるのかというところは研究開発の要素も多分にあると思っております、私も先日、産総研なんかにも視察に行ってきましたけれども、随分この辺の研究をやっているところでもありますので、そういったところを現場にどんどん入れていくということで競争力を高めていくということに取り組みたいと思います。

それから、栗生木委員から御指摘をいただきましたけれども、これは指定要件について、クローズドとオープンのものである。プラス、先ほど回収部分がどうして要件になるのかということもありましたけれども、リサイクルシステムがあるということが前提になってしまうと、追加も難しくなるのではないかとというような製品指定をどんどん広げていくということとの関係でバランスが取れるのかという御指摘だったと思います。この点についていいますと、リサイクル法制度があるということだけにとどまらない運用も可能ではないかと思っております、例えば例としていうと、EVバッテリーなんかは今のところまだ数量が多くないわけでありまして、既に自動車工業会さん等はこの回収メカニズムを自主的につくられるといった取組も出てきております。今後そういった自主的なものも含めて取り組んでいくという形が醸成していければ、もちろん法的な制度をかけるという考え方も排除するものではありませんけれども、そういった官民の取組を評価していくということも重要ではないかなと思っております。

それから、末吉委員からいただきました4点ほどでありますけれども、1点目の指定再資源化製品についての情報提供は重要ということ。これもまさにおっしゃるとおりでありまして、我々も民間から情報をいただく。これはかなり高い精度で情報をいただけるようになってまいりますので、この情報をまさに皆さんの予見可能性が高まる形で提供していきたいと思っております。

最後1点、今回プラスチックだけではなくて繊維もというお話もありました。今回ちょっと我々の御提案の中には漏れておりますけれども、この繊維及び衣料品の世界についても3Rであったり、循環性を高めるために何からやっていくべきかという議論も、かなり別の研究会で業界関係者も入れて議論いただいておりますので、これを踏まえて、今いただいた指摘も踏まえて、我々としてはデザイン・フォー・インバイロンメント、環境配慮設計のほうの議論がまず一番効くのではないかと思っております、行く行くはそういった議論もあり得るということで検討をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目にいただきました環境配慮設計でありますけれども、これについては実態調査が必要ではないかというところで、これはまさに原課、生活製品課と一緒に、この実態を踏まえて、中小企業も含めてどれだけ幅広く取り組んでいただけるかというところは検討を重ねたいと思います。

最後、回収場所に持っていくのは難があるということは結構要因があるのではないかと、このところ、これはまさにおっしゃるとおりでありまして、民間ベースでありますと、やはり拠点回収にならざるを得ないということがございますので、1つは、行政回収の部分において自治体できちんと分別回収を促進いただくというところも大事だと思いますし、あとはインターフェースのところ、最近でいいますと一部配送、郵送なんかを使って回収をするシステムをつくっていただいているところもありますので、できるだけこのタッチポイントを増やしていくというところは、むしろ業界団体と連携をして、行政としても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、続いてオンラインで醍醐委員、石坂委員、石山委員の順番でお願いしたいと思います。まず醍醐委員、お願いします。

○醍醐委員 では、私からなるべく手短かに、①、②、③それぞれ少しずつコメントを差し上げたいと思います。まず①についてですけれども、私としてはやっぱり依然としてリサイクルコンテンツ、リサイクルの利用率を上げるよりかは回収のところをいかに高いクオリティのものを回収するかということが本質的だろうとは考えております。とはいいながら、今回対象とされるプラスチックに関して、対象の製品で利用率を上げていくということも1つ方向性としては間違っていないのだろうとは思っています。私の見方でいくと、要は利用率を上げていくという調整のつまみと、回収率を上げていくという調整のつまみと、利用率を上げるほうのつまみのほうが手近にあって、簡単にアクセスできる。なので、回収率を上げるほうはちょっと手が届きにくくて、ハンドリングがしにくい調整のつまみなのだらうとは思うのですね。だから、そういう意味でハンドリングのしやすいほうの利用率のつまみを触りに行くというのはよく分かるのですけれども、今度こっちのつまみはすごく遊びが少なく、ちょっと間違っただけでコントロールしてしまうと、リサイクルシステム自体をすごくひずめてしまうようなつまみになりかねないとも考えています。なので、今回その対象を3製品というか、3製品群ですかね。容器包装と電気電子機器と自動車というようなことを検討されるということですのでけれども、そのつまみのコントロールを間違えることなきよう、よく実態を考えた上で調整をいただける必要があるのではない

かなと考えているのが1点目でございます。

2つ目、環境設計のほうですけれども、私もそういう意味で所委員のおっしゃっていたような、今、日本の強みというのをちゃんとこの中でもう一度認識ができるような、例えば高耐久性であるとか、長寿命な設計であるとかというところの強みがまだまだ数値化できていないと考えます。そこを数値化していかないと、ともすると表面に出てきた外にアピールできる観点をよくしようとして、今まで潜在的であった日本製品の強みが消えていったのでは意味がないような気もいたしますので、そういう意味ではいま一度日本製品の強みの部分をもう少し顕在化していく。それがまさに今までの日本がトップランナーとして物づくりをしてきた環境配慮設計をもう一度見直すことにつながるのだろう。そんなことを考えています。

3つ目のところは、まさに皆さんも御指摘の電池のところはやっぱり気にはなります。1つは、当然ながら販売者、あるいは製造者に負担をさせる。それは非常に有用な方法だと思う一方、消費者の立場からすると、その中に危険なものが入っている。考えれば分かるのですけれども、なかなかそれが知識としてはつながっていないということが多々あるのではないかとも思いますので、何らかの表示義務があるだけでも捨て方というのは大きく変わるような気もいたしますので、その辺りも1つ考え得る方法ではないかなと、そんなことを考えました。以上でございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。次に、石坂委員、お願いします。

○石坂委員 ありがとうございます。資料のページ5の議論すべき3点について、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。①で、マクロ的な意見になって恐縮なのですが、やっぱり今のサーキュラーエコノミーの機運を逃したくないのですね。どの資源、どの製品という今日は策定のイメージだったと思うのですが、資源化有効利用の促進の法律が消費者、全国民が意識する機会になってもらいたいなと思ってまして、そういう意味でいうと業種は全業種に広げたらいかがなのかなというのがあります。再資源化、いわゆる資源化するという義務と、リサイクル資源を再び活用するという義務は少し違っているなと思いますので、今、建り法とかもありますけれども、実際なかなか資源の全体活用が進んでいないという認識をしているので、この辺りを考えると業種の範囲を定めることによって意識の希薄になることをちょっとリスクかなと考えています。

②の環境配慮促進の件なのですが、リサイクル資源の配合割合であったりとか、もしくは再生商品を使用する、もしくは作り出す、設計していくという努力義務は全業種、

何か持ったほうがいいのではないかなと思ってまして、その辺りのデザイン・フォー・バリューであったり、マッチングであったり、パートナーであったり、技術の向上だったりのものは大小企業関わらず、何らかの支援を国の政策としてしていくというのは非常に重要かなと思っているので、この辺りの打ち出し方も機運全体的に実行に移していくためにも大事かなと思いました。

最後、3点目なのですが、ちょっと当社のごことで恐縮なのですが、一昨年15件、昨年で24件、リチウムバッテリーによる発火が現実問題として起きているのです。これって何かというと、今、空き家問題が高齢化等で非常に進んでいることもあって、全部残置物が残った状態で解体されてしまうと。さらに今後、税制問題による空き家の対策というのが進んでいくと思うのですが、実際、混合廃棄物で廃棄される割合が増加していくと見ていますし、外国人の方たちが、事業者が増加してきていることもあるので、安全を確保していくという意味でも回収率の向上は急務かなと思っています。その中で販売側の顧客への教育、なかなか使ってしまった、先ほども話が出たと思うのですが、回収するのは非常に難しいかなと思っていますので、製造・販売責任者側としてどういうリスクを持っているのかということをしちっと教育していくことを義務化するというのは大事ではないかなと。あと、一定数の規模の会社に関しては、販売したバッテリーの販売量と回収量を把握してもらい、認知してもらいということも重要ではないかなと思いますので、この辺りも検討に入れたいなという思いがあります。以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。それでは、石山委員、お願いします。

○石山委員　ありがとうございます。CEコマースの対象製品の選定において、本当に近年様々なサービスが登場している中で、類型化が難しい中で整理をいただきまして、ありがとうございます。特にB2Cを中心とした製品について2点コメントさせていただければと思います。

まず1点目なのですが、傘のシェアリングサービスについて、検討会の資料では対象に含まれていなかったようではありますが、近年都市部を中心に急成長しており、環境のインパクト、そして市場規模の観点から検討対象に含めてよいのではないかと感じました。

2点目がシェアサイクルや電動キックボードについてです。既に一定の普及があることから、市場拡大が見込みにくい整理だというように検討会の資料からは理解しているのですが、特に都市部と地方部での普及の状況に大きな差があるという意味では、今後、地方部においては市場成長の余地というのが大きいと感じております。

全体的に言えるところとして、CEコマースの多くというのはデジタルプラットフォームの基盤の上に成り立つものが近年増加しているという中で、成長余地があるにもかかわらず、地方、都市部のデジタル格差であったり、世代のデジタル格差等で普及が進んでいないサービスも多く存在をしますので、今後、市場規模や成長余地といった視点を評価項目に含めるという場合には、こうした点も踏まえて対象を検討いただけるとありがたいなと感じております。以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、今の3委員の方の御質問、コメントについて事務局からお願いします。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず醍醐委員からいただいた点ですね。利用率のほうが簡単で、実際に回収率を上げていくところが非常に難しいというところで、個人的には利用率義務を入れるのは大変だったかなという気もするのですが、他方で回収率のところについては、まさに売ってみただけでも回収できないということが多発しているということでありまして、リサイクル制度のようなものがあって初めて、かつリサイクル制度のいいところは、各バリューチェーンの人たちに必要な責任を持ってもらうというシステムがあって、回収率が徐々に上がっていくということだと思いますので、このところは既にあるものでも、この率を上げるための限界的な動きであったり、あるいは今できていないものを例えば制度化していく必要、こういったところは一つ一つ、既に冒頭、容リ制度については見直していくみたいな議論もしましたけれども、本質はこっちだろうということはおっしゃるとおりだと思いますので、併せてこれも議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、設計については所先生からも指摘をいただきましたけれども、日本の強みになる環境配慮設計というものを数値化して可視化できるようにと。数値化がなかなか難しい部分もあるところは間違いないのですが、これも先生方の御知見もいただきながら、なるべく分かりやすいものを定めることによって、行く行くはグローバルスタンダードにもしていければいいかなとも思っておりますので、そういった活動と連携して進めたいと思っております。

それから、LIBについて表示義務という御指摘もありました。そういったところも業界団体と議論をしていかなければいけないかなと。議論自体はしておりますけれども、そういったところも認知をどう上げていくかというところは急務であろうかと思っておりますので、これは関係各省も含めて議論を進めたいと思っております。

それから、石坂委員からいただいた機運を損なわない、伸ばしていくためには原則全製品にすべきではないかという御指摘、これはおっしゃっている趣旨はまさにそういうぐらゐの進め方にしていくべきであろうと思います。他方で、これはちょっと技術的なこととなりますけれども、法的に何らかの義務を誰かにかけるということについては、国会の議決を通じて委任された範囲の中で我々は進めていくということになりますので、なかなか我々としてざくっと、まるっと義務をかけるということが法治主義の中においてそう簡単ではないということから、やはりなぜこれにかけなければいけないのかというところの議論をこういった場においてすることによって精度を上げていくということが求められております。他方で、そのカバレッジを増やすような努力は我々としても必要と思っておりますので、委員の御指摘の趣旨を踏まえて議論をインテンシブに進めたいと思っております。

それから、環境配慮設計のところも、再生資源を使っていくというようなところも環境配慮設計の中で位置づけて、さらにそれを支援していく必要もあるのではないかとということで、そういったところの御支援、これは投資支援も含めてですけれども、製品を開発する支援、こういったところは予算的な措置であったり、税制のところも含めて、現在もやっている部分もありますが、拡充を検討していきたいと思っております。

それから、LIBの発火問題のところですが、先ほど空き家問題が1つ要因になってきていると。この辺は我々、知見がなかったところでありますので、そういったところについては、今、総務省とか環境省さんも実態調査を進めていただいております、情報を糾合しながら、もちろん自治体にも頑張ってくださいつつ、製造者の方にも適切な責任を負っていただくという形で、この資源法も使いながら義務を負っていただこうと思っております。

それから、石山委員がCEコマースについて2点ありましたけれども、傘のシェアリングサービス、こちらを御提案いただいたところと、あとはシェアサイクルであったり、電動キックボード、こういったところ、今回のスコープには明確に入っておりませんが、むしろ今後の検討事項としてお知恵をいただきながら議論を進められたらありがたいなと思っております。DXとの連携が非常に重要というところで、ポテンシャルは非常に大きいマーケットだと思っておりますので、御指導いただければと思います。以上です。

○梅田委員長　ありがとうございます。では続いて会場に戻って、すみません。お待たせしました。池田委員、それから三室委員の順でお願いします。池田委員、お願いします。

○池田委員　ありがとうございます。まず「資源有効利用促進法」の改正、法改正後の

対応の検討など、短期間でご尽力いただいている事務局の皆様方に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

その上で、我々が本小委員会でまとめた報告書は、そのタイトルにあるように、「成長志向型の資源自律経済成長の実現」を目指しているものであり、今回の法改正によって、日本および日本企業の国際競争力強化・経済成長と脱炭素化・資源有効利用等の環境問題とを両立させることが極めて重要でございます。このようなことを申し上げると、経産省で検討しているので自明なことであるというようなお答えが返ってくるわけですが、今回の資料を見ると、とにかく「脱炭素化」の目的だけが目立っている印象もございます。これからワーキングを立ち上げて、関係業界の意見を聞いていただけるということでございますので、ぜひ現場の状況等を熟知している関係業界の意見を最大限取り入れていただくとともに、真面目に取り組んでいる企業が報われるよう、そしてグローバルな産業競争戦略、消費者への啓発活動なども視野に入れながら、日本・日本企業の国際競争力強化と成長に資する制度の設計と運用にさせていただきよう、重ねてお願い申し上げます。

その上で各論について、まず「②環境配慮設計」から意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

「②環境配慮設計」につきまして、ライフサイクル全体の環境負荷低減に着目した認定制度の導入に賛同いたします。その上で、第1に、他の委員の方からもご指摘ありましたとおり、リサイクルの容易化も重要ですが、3Rの最上位にあり、ある意味日本の得意分野であるリデュースの取り組みも重要です。経団連は、「3R推進団体連絡会」が実施する「容器包装の3R推進のための自主行動計画」後押ししておりますところ、20年間でプラスチック容器包装を2割以上削減したといった実績もございます。そのようなリデュースの伝統的な取り組みに加えて、修理やメンテナンスのしやすさ、省資源に資するIoT化などにも、しっかりと目を向けて、認定基準の策定をしていただきたいと思います。

第2に、差別化できる製品表示を進めていくことについて、今回の認定制度に基づく製品表示が、消費者に分かりやすく、そして実際に購入につながる状況を創出していくような環境整備が重要と思っておりますので、ぜひご対応をお願いします。先日、政府の他の会合でも申し上げましたが、現在、環境ラベル表示が乱立しております。政府として今、消費者に強く求める行動変容は何なのか、そのラベル表示の関係等について、その全体像を分かりやすく、場合によっては戦略的に取捨選択・整理して示していくことが重要ではないかと考えています。本小委員会の場で議論する内容ではないかもしれませんが、私の

問題意識を共有させていただきます。

次に、「③指定再資源化製品」に関して、発火リスクへの喫緊の対応の必要性の観点から、示された3製品が追加されることについては賛同いたします。その上で、通信事業者の一部からは、タブレット製品も対象にしてはどうかという声も耳に入ってきております。回収率の向上や資源循環の促進の観点から、他に該当する適切な製品はないか、自主回収を促進する上での課題がないかなど、今後関係業界と丁寧にご調整をしていただければと思います。

「④CE コマース」については、CE コマースビジネスの健全な促進に向けた今回の措置に異論ございません。ただし、リファービッシュ、中古販売等については、品質や安全性を担保する明確な基準や規制がないということから、健全なビジネス促進の観点で、オリジナル製品や新品と同じように、電気用品安全法や製造物責任法に照らして、品質保証等に係る責任所在の明確化を図ることは必須かと思えます。政府として、電気用品安全法などに基づいて、しっかり対応していただくようお願い申し上げます。

最後に、「①指定脱炭素化再生資源利用促進製品」について申し上げます。「①再生資源利用促進製品」に関して、日本の経済安全保障や成長戦略の観点からは、レアメタルの確保の方がより喫緊の課題であることは周知の事実かと思えます。今回、レアメタルは「指定脱炭素化再生資源」の対象外となっていますが、政府として自主的取組を含めた対応について検討を深めていただきたいと思います。

その上で、「指定脱炭素化再生資源」に再生プラスチックを指定することについて賛同いたしますが、指定の要件①で「その原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること」と記載があります。その判断材料が、資料を見る限り、7ページの「再生材利用によるCO<sub>2</sub>削減効果」のデータしか示されていないように思います。このデータは、ライフサイクルコストでの比較なのでしょうか。いずれにしても、客観的なデータを示していくことが重要ではないかと考えております。

また、指定の要件③について、例えば「再生資源の利用が可能ではあるものの、量・質の確保も含めた技術的・経済的な課題があり、政策的な措置が必要であること」といった表現ぶりにしたほうが、関係者の理解や事業者の納得感も得られるのではないかと思います。ご検討をお願いいたします。

「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」については、容器包装、家電4品目、自動車を対象にする方向で検討することに異論ありません。食品容器包装については、消費者の安

心と技術上の安全の両方を担保できることが重要ですので、今回対象外とすることに賛成したいと考えております。

その上で、「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」の指定の要件の記述ぶりについても、先ほど申し上げた「指定脱炭素化再生資源」の要件と同様、もう少し検討・工夫をしていただけたらどうかと思っております。

そして、最後に供給対策についてです。今回、自動車、家電4品目、容器包装を「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」に指定することにより、大量かつ質の高い再生プラの需要が見込まれるところ、その需要に見合う供給体制をどのように整備していくかが課題です。資料の後半で「再生プラスチックの供給量拡大策」を示していただいておりますが、需要側への対応だけを先に進めると、外資系企業を含めた海外の力を借りて賄うということになりかねず、日本の成長戦略の観点からは問題ではないかという気もいたします。今回の制度措置により需要側のデータは取得が進むかと思いますが、併せて供給側のデータの把握も行っていく必要があると考えます。我が国の静脈産業を育成するビジョン、ロードマップ、支援策などが、国策として循環経済を構築していくにあたり重要ですので、その点もぜひ併せて検討のうえ、対応していただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、三室委員、お待たせしました。

○三室委員 御検討ありがとうございます。各分野指定の製品、あるいは素材については賛同いたします。ありがとうございます。その上で、この後に向けて2つだけコメントをさせていただきたいと思っておりますが、まず、こうして最初の製品を指定したことによって、ここから先に進むためには、やはり回収体制というところがかなりボトルネックになったということも明らかになったのではないかなと思っております。特に多くのステークホルダーですとか、自治体が絡むところですので、ずっと言われていながら、ずっと皆さん、足がすくんでいるところだったりしますので、やはり政策的に、必ずしも義務をかけるというだけではなくて、それを褒めるような、あるいは推進するようなことも含めた政策の手当てがなされるべきは、回収のところは非常に大きいのではないかなと思っておりますので、そこは引き続きの検討かなと思っております。

2点目、CEコマースについて、コンセプトはもちろんいいと思いますし、今回指定のところもそうだと思うのですが、解像度を高めていけば高めていくほど、CEコマースと成長の両立というのは一体どういう形なのだろうということについて、非常に難し

さがこれも明らかになったなと思っています。例えば今回、家電がありますけれども、1人1台、一家に1台、何年かに1回買い替えるということの成長と、長もち、シェアリングというような成長って両立しようと考えたときに、企業の方からすると、アクセルとブレーキを両方踏みたくなるようなバランスでもありますし、極論、経済的な成長もしようと思うと、では、家電1台当たり数倍の値段で売りますかというような、またちょっと現実的でないような解が出てきてしまいます。そういうところで、あるいは衣料品に関しても必需である側面もあれば、やや嗜好品の側面もあつたりしますので、例えば何かを規制をかけるときに、不適切って何というような非常に難しい問いは、産業の方々としては向かい合わなければいけないということで、このCEコマース、素晴らしいですし、日本の強みは生きると思いますし、世界に発信していけるモデルになると思うのですが、それって何ということ各産業の実態もそうですし、ここは特にB2Cは消費者も価値観、暮らしぶりが絡むところでもありますし、経済格差にも絡んでくるところだと思っていますので、ちょっと解像度を高めた議論も今後引き続き必要だなと思っています。

以上2点でございます。

○梅田委員長　ありがとうございます。では、事務局から御回答をお願いします。

○田中資源循環経済課長　ありがとうございます。残り数分ですので、さっと参りますが、まず池田委員からたくさん御指摘いただきまして、ありがとうございます。まず消費者の啓発は大事だということ、進めてまいりたいと思います。あと、環境配慮設計のところについては、やはり日本企業の得意分野を伸ばしていくということを含んでいくということは、これはまさに産業界のお知恵を借りたいと思っています。それから、表示のところ、ラベルが乱立していますよね。これはみんな個別最適でやって、そうなっているというところがあると思いますので、我々も意識をして関係部局と連携をしたいと思います。それから、タブレットの御提案がございました。やはりこの義務、まあまあ激しい義務でありますので、自主回収義務ということで負担もかかりますが、関係業界と時間をかけて議論をしてきて、この3品が積み上がっているというところもありますので、御提案も踏まえながら継続的に検討を進めたいと思います。それから、CEコマースについては、電安法の話をしていただきましたけれども、これは実は別途検討会を今進めてございまして、電安法の担当部局も入って議論を進めてございます。これは流通及び製造者、両方入っていただいているのと、あとは製品安全を分析できる先生方や検査機関が入って議論を進めてございますので、これがないと当然できないということではないか

など思っております。それから、その次はレアメの確保のほうが喫緊でしょうということで、これは、レアメは回収がまず難しいということと、リサイクルするために必要な量がある程度都市鉱山でストックされないと、サプライチェーンをつくるのがそもそも投資に見合わないというところもあったりします。ですので、資源の流通のマチュリティみたいなところもある意味パラメータになってまいりますので、これは放置しているわけではなく、どこで国内での、例えば風車であれば磁石が非常にありますけれども、風車がどれだけでピークが立ってとか、そういうことのライフサイクルと合わせて議論を進めていきたいと思っております。それから、再生プラスチックについていいますと、CO<sub>2</sub>の分析、あれは様々な文献からLCA分析をされているものを引っ張ってきておりますけれども、またこれからどんどん様々なデータが出てくると思いますので、それを糾合していきたいと思っております。それから、再生資源の量・質、この要件のところですね。この要件の文章をこなれさせるためにも、ちょっと資料が来るのが遅えよということだったのかもしれませんが、ちょっと御相談をさせていただきたいと思っております。それから、供給対策ですが、輸入が増えてしまうよねと。供給がちゃんと追いつかないと駄目だよねと。なので、供給側のデータをということで、今回もちょっと再生プラスチックでケミカルリサイクルの今後どういう投資計画があるかみたいなのも次のページぐらいですかね、入れさせていただいておりますけれども、これも全部どれがフライするかというのも分からないわけでありまして、これはヨーロッパとかアメリカでも玉石混交ですが、物すごい量の投資計画があるということで、これを実際に、先ほど回収の課題があるという話もありましたけれども、物が来て初めて運営できますので、その辺のサプライチェーンがきちんとつくれるかという形で見定めていって、その情報は我々からも提供させていただきたいと思っております。

それから、三室委員からいただきました回収体制がボトルネックであるということ。まさにそうでありまして、ここのところについては、一般論ではなかなか進まないところがありますので、物によってどこで目詰まりが起きているのかというものを潰していくということだと思っております。ですので、プラについていうと、一括回収というようなこともやることによって、回収できていなかったものを大きなパイのところに寄せていくようなこともやっておりますし、あるいは一廃、産廃で一廃のほうで回収しやすく、産廃とか事業系が難しい。こういったところは新たな何らかのルールをつくっていくということも視野に入れながら、パイを増やしていくということには取り組んでいきたいと思うのと、

あと最後、CEコマースが成長との二律背反ではないかという、これは常にいただく御指摘であります、私としてはいつも思うことは、それは二律背反がこれまで心地よいルールをつくっていたから、そういう形で経済が回っているということかなと思います。やはり消費者からすると、製品を適切に稼働率高く使うということは、むしろ無駄な支出がなくなるので、全体の生活向上につながるはずであり、そこで浮いたお金を何に使うかということで経済が回っていくというのが経済成長だということだとすると、もちろん家電市場で、その中でもこれがもうかるのかという視点はありますが、家電市場そのものの中でいっても、やはり自動車市場で中古車市場があるから新製品が売れないかという、中古車市場があるので新製品が売れるという関係性になっているということからすると、必ずしもこれはアンビバレントなものではないという理解で、総合的に誰がどうゲームをつくって、そのバリューを取るかというのはあると思いますけれども、必ずしも成長に反する話だけではないのではないかなと思ってございます。以上です。

○梅田委員長　　ありがとうございました。司会の不手際でやっぱり時間が延びてしまったところなのですけれども、もし最後にどうしてもという御発言を希望される方があればお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、最後に、時間を超えているところ申し訳ないのですが、幾つか私からもコメントさせていただきたいと思います。まずは、資源有効利用促進法の大幅な改正をうまく成し遂げられました事務局の皆さんに厚くお礼申し上げたいと思います。まさに最初、龍崎さんが言われたように、これらは将来に向けての競争力を高めて成長する方向でありますし、あと、あまり今日出なかったのですけれども、生活者のウェルビーイングも上げるということを実現する重要な政策だと思っています。最後、三室委員からも問題提起がありましたけれども、CEコマースにどうやって成長させていくのかというところは、サーキュラーエコノミーの鍵はそこだと思いますし、そうでなければ成り立たないところですので、田中さんから百点満点の回答をいただきましたけれども、その精度を上げていくということは非常に重要なことだと思っています。

その意味では、この小委員会も法律が成立して第2フェーズといいますか、実際にどうやっていくのかという話に入ってきたということで、ますます皆さんの力もお借りしたいところですが、今日はたくさん御意見いただいたように、もっと広げたほうがいいのではないか、もっと実効性を高めたほうがいいのではないかという、いろいろな御意見をいただきましたと思っています。まずはスモールスタートといたら失礼なのかもしれないですけ

れども、きちっとやれるところからやっていって、広げたり、実効性を高めるためにどう  
いう手を打っていくか。ここで終わりではなくて、定期的にアップデートするというこ  
は非常に重要なことではないかなと思っています。

最後、細かい点で申し訳ないのですけれども、②の環境配慮設計の話は若干不安なとこ  
ろがありまして、ほかの検討と比べるとまだ遅れているというところだと思うのですけれ  
ども、私自身が専門であることもあって、ちゃんと、特に国内アセスメントガイドを参照  
しながらとかいって、これができたのは90年代なのですね。そういう意味でもそれだけ  
は不足で、まさに設計しっ放しではなくて、実効性のある設計ができるガイドラインをそ  
れぞれの業界団体とかでつくられるようにうまく誘導するという事は非常に重要だと思  
うので、その辺を含めた仕組みづくりというのをやっていただきたいと思います。

すみません。長くなりましたけれども、これで私からのコメントとさせていただきます  
と思います。

ト書きに戻らせていただいて、今回の改正資源法の制度運用と今後の議論の進め方及び  
スケジュールについて、ここまでの議論を伺い、大きな方向性についてはほぼ合意しつ  
つあると認識、理解をしております。本日皆様からいただきました御意見、御議論に基づき、  
制度運用に係る今後の議論の進め方の詳細を事務局と調整いたします。具体的な調整内容  
に関しましては、御一任いただければと存じますが、この方針に関して御了解いただけま  
すでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。オンラインの方々も異議があれば挙手、もしくは御発言いた  
だきたいと思っておりますけれども。――では、特にないようですので、今の方針で今後の進め方  
につきまして、御了承をいただけたと整理させていただきます。合意いただき、深く感謝  
を申し上げます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様、大変活発な御議論、誠  
にありがとうございました。

田中課長より閉会の御挨拶をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 久しぶりの開催でございましたけれども、まさに重要な御指  
摘をまた賜りまして、誠にありがとうございました。資源法は通りましたけれども、息を  
つかずにこういった検討をこれからも課として進めてまいりますので、ぜひとも御支援、  
御協力を賜りますと大変ありがたく存じます。

あと、私事ながら、私、来週で異動ということになりますけれども、後任も強力な人間が参りますので、また御指導いただければ大変ありがたく存じます。以上でございます。

○梅田委員長　　ありがとうございました。では、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○葉山資源循環経済課課長補佐　　本日の議事録は委員の皆様にご確認いただいた後、経産省ウェブサイトに掲載する予定ですので、御協力のほどよろしく願いいたします。

また今回、参考1の資料のほうでワーキングの設置の承認をいただきましたので、各ワーキングでの議論を踏まえまして、次回の小委員会の日程は8月上旬頃の開催で予定しておりますけれども、また詳細は事務局から追って御調整させていただきます。

以上でございます。

○梅田委員長　　ありがとうございました。まだまだ委員の皆様にご働いていただくということで、第11回の資源循環経済小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——